

兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月19日(木) 9時56分～11時44分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	桜間部会長、坂本委員
労働者委員	川端委員、小西委員、藤田委員
使用者委員	篠田委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 ただ今から、第3回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、高階委員と松村委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 ではこの後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p> <p>桜間部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 まず、事務局から何か参考となる情報等がございますか。</p> <p>安積賃金室長 はい。現在までの兵庫県における他の業種での特定最低賃金の進行状況について簡単にお伝えさせていただきます。 7つの業種で申出を受けていますが、そのうち自動車小売業が「必要性なし」で結</p>	

審しております。その他に輸送用機械製造業が9月13日にプラス51円の1,126円で、全会一致で結審しております。その他5業種につきましては現在、金額審議中となっており、今後も専門部会で継続しての審議を予定しております。以上となります。

桜間部会長

それでは、議題(1)の「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの主張といたしましては、

労働者側が60円引上げの1,125円。その理由として、消費者物価の継続的な上昇などに伴う最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上、鉄鋼業で働く上で求められる専門性や過酷な作業環境などに伴う地賃より優位性のある水準の維持、それから人材確保、今年の春闘における製造業の賃上げ率5.58%等の状況を踏まえたものであるという理由でございました。

これに対して使用者側は28円引上げの1,093円。その理由といたしまして、景気が悪い時に最初に打撃を受ける中小企業を重視し、業界の実態を踏まえ引上げ額については根拠に極力こだわりたい。中央審議会の資料の賃金改定状況調査の結果にある「製造業Bランクの一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率2.6%」を根拠にあげておられました。

以上の内容であったということによろしいですか。

労使各委員

(はい)

桜間部会長

そして、その後公労会議・公使会議を行いました結論が出ず、今回に持ち越しとなったということですので、引き続き金額審議を進めたいと思いますが、最初打合わせの時間は必要でしょうか。

小西委員

お願いします。

(労働者側委員打ち合わせ)

桜間部会長

それでは、審議を再開いたします。

では、申出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示を伺いたいと思います。

小西委員

改めて検討しましたが、引き続きプラス 60 円で提示させていただきたいと思いません。大前提として、労働者側としても労働組合のない鉄鋼業で働く人々の生活の安心安定の確保が必要と思っています。

使用者側は数字的根拠を非常に重視されているということですが、今回労側としては連合が出した春闘回答、製造業平均の賃上げ率 5.58%をベースにプラス 60 円としました。しかし、今回引上げの提示額を検討するにあたっては、最賃申出時の最も低い金額が 1,204 円、今の最賃額からプラス 139 円の差があるのですが、根拠としては間違いなく、この金額で求めることもできたと思っています。それと、基礎調査での鉄鋼業の特性値・下位 5%の引上げ率が今回 8.6%で、これで換算するとプラス 91 円、これも引用することもできました。

しかし今回、製造業の平均賃上げ率を引用したのは、今後の鉄鋼業の最低賃金の労使論議や、これまでの良好な労使関係を引き続き継続していくことが必要ということ踏まえて 5.58%、プラス 60 円としました。以上でございます。

桜間部会長

それでは次に、使用者側委員からお願いします。

篠田委員

それでは篠田より御説明させていただきます。

前回、なるべく中小企業に寄り添った金額を決めていきたいということをお伝えさせていただきました。

前は、より兵庫県の実態に合ったものとして製造業の賃金上昇率の数字を出させていただきましたが、前回から与えられた時間でより実態に合った数字がないか、探させていただきました。

また、先程労働者側がおっしゃったように、やみくもに対立するつもりはございませんし、鉄鋼業は専門部会のなかでも非常に良好な労使関係であることは我々も認識しております。この関係を潰すつもりは毛頭ございませんが、やはり前回も申し上げたとおり、中小企業で労働組合のない企業はたくさんありますので、そういった方々の実態を踏まえた根拠のある数字を出したいと考えております。

それらを踏まえまして、連合兵庫が集計した製造業 99 人未満の 2024 年の回答率 4.09%という数字がございます。これが兵庫県の実態により即し、かつ中小企業の実際の改定状況に即したものと考えましたので、これに沿って 1,109 円、プラス 44 円を提示させていただきたいと思っております。ここまでが今考える限りでは根拠のある目一杯の数字と考えております。以上でございます。

桜間部会長

労使双方より、金額提示とそのお考えをお伺いしました。

労働者側は、前回と同じ1,125円、プラス60円

使用者側は、1,109円、プラス44円

という御主張でした。労使双方の基本的な提示額をお聞きしましたが、その金額に隔たりがありますので、これから、さらに詰めていきたいと思います。

では、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただき、その後、使用者側とお話させていただきます。

(別室で公労・公使・労使会議)

篠田委員

お待たせいたしました。

労働者側と話し合いました。プラス51円で労使双方合意いたしましたことを御報告いたします。

使用者側、労働者側それぞれで思いをお伝えしたいと思います。

まず使用者側から御説明させていただきます。

当初申し上げましたように、プラス45円でお話しましたが、ここまでが我々の考える理屈のある数字とっております。

さらに超えた部分は理屈のないところがありますが、そのプラスアルファが労働者側の思いに答えることや、経営目線に立てば優秀な人材の確保、鉄鋼業としてのさらなる優位性を保つということで、どこまで双方歩み寄れるのか考えてまいりました。

そのなかで、まず地賃目安の50円を我々は考えました。そこで労働者側の御主張もありながら、かなり歩み寄っていただきまして、もう一步というところでそこにプラス1円、51円というところが御承知のように兵庫の地賃の上昇額、ここまでが今回経営者として目一杯であるということを労働者側にお伝えしまして、その思いを酌んでいただいたところでございます。そこが最初に申し上げました中小企業の方への配慮、優秀な人材の確保、健全な労使の関係を維持するぎりぎりのラインと考えた次第でございます。以上です。

小西委員

先程使側からの発言があったとおり、労側としてもプラス51円、1,116円で合意していきたいと思います。

当初プラス60円でやっておりましたが、公労・公使議論するなかで労側としても歩み寄りを示すということで、連合兵庫集計の製造業平均の賃上げ率5%等を勘案してプラス54円を提示し議論しましたが、結果として先程言われましたとおりプラス51円で合意したいと思います。

理由としましては、当初提示した額からすれば十分ではありませんが、地賃との優位性は維持されたことや、平成元年以降のデータでは過去最高の引上げ額になります。それと今後の最低賃金の労使論議、今の良好な労使関係を維持していくことなどを勘

案しプラス 51 円で合意しました。以上でございます。

桜間部会長

労使双方の意見が一致したと考えますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。

本日も当初改正額に差がございましたが、三者合意を尊重していくというお考えの元で労使歩み寄っていただき、プラス 51 円の 1,116 円という形になりました。

ということで、本専門部会での金額改正については結論が出ましたので、報告・答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても 7 月 19 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しております。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告(案)及び答申文(案)を作成していただき、答申を行うこととしています。

では、まず全会一致であることについての確認を行います。

それでは、兵庫県鉄鋼業の最低賃金の改正内容について、

時間額 1,116 円、引上げ額 51 円

効力発生の日 令和 6 年 12 月 1 日

とします。御異議はございませんか。

労使各委員

(異議なし)

桜間部会長

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により兵庫県鉄鋼業最低賃金について、時間額 1,116 円、引上げ額 51 円と決議されたことを確認いたします。

では、事務局において、この内容で専門部会の報告文(案)及び答申文(案)の作成をお願いします。

安積賃金室長

では、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、報告文案を作成)

桜間部会長

では、報告文(案)から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文(案)を読み上げてください。

飯田賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

兵庫地方最低賃金審議会会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長 桜間裕章

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 坂本知可、桜間裕章、高階利徳

労働者代表委員 川端智之、小西啓介、藤田修平

使用者代表委員 篠田兼、松村健司、吉川和宏

別紙

兵庫県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄鋼業

(2) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,116円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和6年12月1日

以上です。

桜間部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいですか。

各委員

はい

桜間部会長

それでは、報告文（案）から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いします。

安積賃金室長

はい、準備をさせていただきます。

（事務局、別室に移動し、答申文案を作成）

桜間部会長

それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

飯田賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

兵庫労働局長 赤松俊彦殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 梅野巨利

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基 0719 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては報告書と同文ですので省略させていただきます。

桜間部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文（案）の内容でよろしいですね。

各委員

はい

桜間部会長

それでは、答申文(案)から(案)を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることといたしますので、事務局は準備をお願いします。

安積賃金室長

はい、準備をさせていただきます。

(桜間部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。)

桜間部会長

続いて、議題(2)「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ございますか。

安積賃金室長

特にございません。

桜間部会長

本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月19日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県鉄鋼業にかかる必要性の有無及び金額改正について審議を重ねてまいりました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。委員皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで今年の兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会は終了といたします。

< 終 了 >

桜間 裕章

小西 啓介

吉川 和宏